

1.1. 介護相談員等派遣等事業について

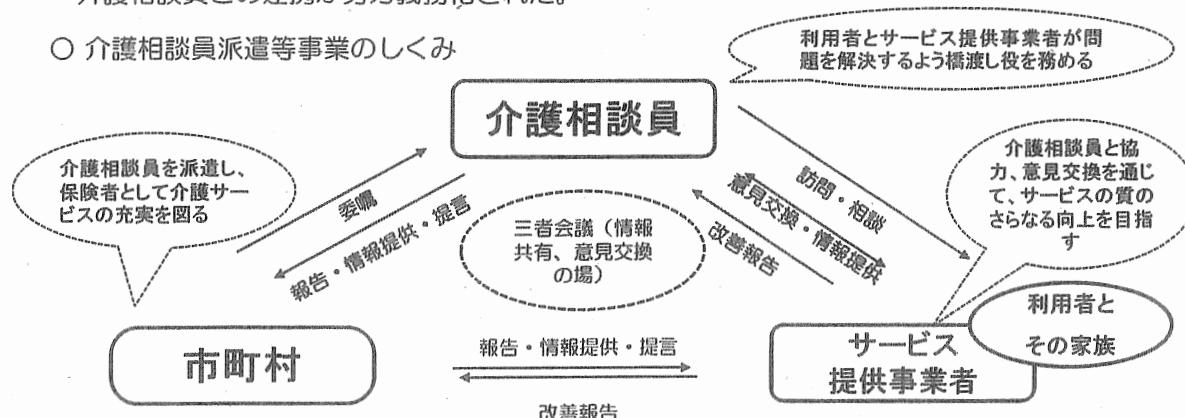
介護相談員派遣等事業の概要

- 地域で活躍する市民がボランティア（介護相談員）として、介護サービス提供の現場を訪問し、利用者の疑問や不満、声なき声を汲み取り、介護サービス提供事業者にフィードバックし事業者-利用者-保険者等間の橋渡し役を果たすことで、利用者らの不安の解消を図り、サービスの改善にむすびつけ、利用者のよりよい生活を保障する事業である。地域支援事業の任意事業「介護サービスの質の向上に資する事業」として位置づけられている。

- ・介護相談員数 4,739人（現在活動している人数（H26.3現在））
- ・実施市町村数 497か所（実施率 28.5%（同））

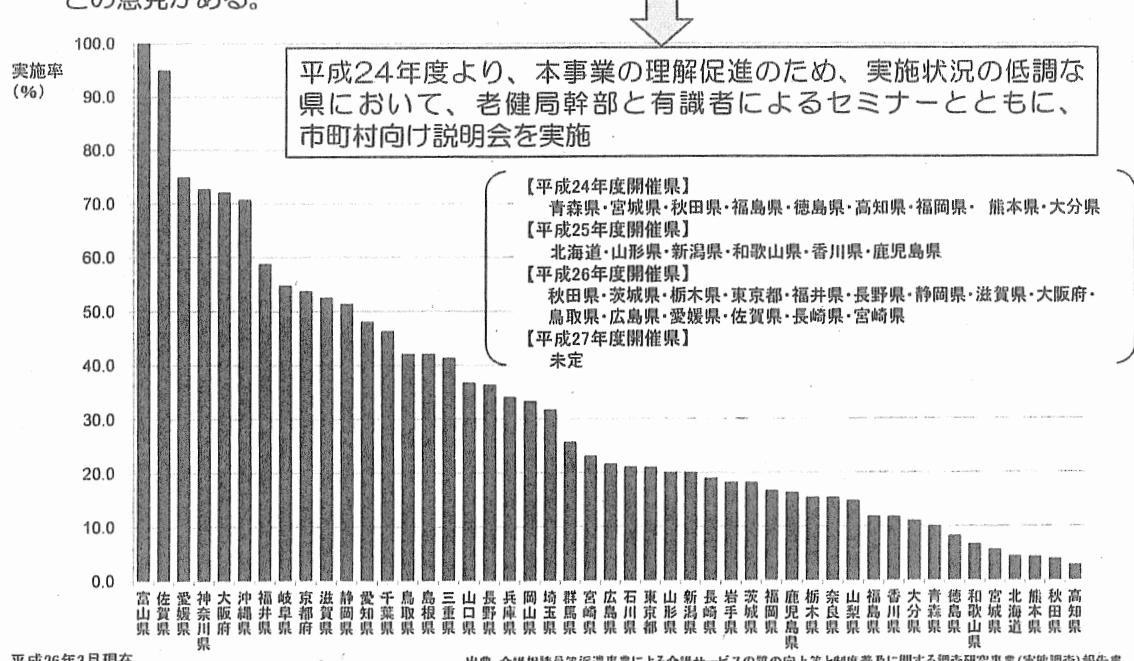
- 平成24年度から、施設系に加え居宅系サービスの運営基準においても、事業者に対し、介護相談員との連携が努力義務化された。

- 介護相談員派遣等事業のしくみ



介護相談員派遣等事業の都道府県別実施状況

- 各都道府県別の市町村の状況では、実施率が100%の県から10%に満たない県があり、実施状況にバラツキがある。
- 事業実施市町村からは、介護サービスの質の向上や利用者の権利擁護に効果が出ているとの意見がある。



平成26年3月現在

出典：介護相談員等派遣事業による介護サービスの質の向上等と制度普及に関する調査研究事業(実施調査)報告書